

農林水産省

プレスリリース

平成21年10月2日
農林水産省

輸入麦の政府売渡価格の改定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第42条第2項に基づき平成21年10月16日以降に売り渡す輸入麦の政府売渡価格について、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

政府売渡価格の考え方

「輸入麦の政府売渡ルール検討会」において示された新たな価格改定ルールに基づき、直近6か月間(平成21年3月～21年8月)の平均買付価格を基に算定すると、輸入麦の政府売渡価格は、5銘柄平均で▲23%(銘柄ごとに見ると▲18%～▲27%)の引下げとなります。

(単位:円/トン(税込み))

銘柄 (主な用途)	21年4月1日以降の売渡価格	21年10月16日以降の売渡価格	対前期比
アメリカ産(ダーク)ノーザン・スプリング (主にパン・中華麺用)	67,010	51,600	▲23%
カナダ産ウエスタン・レッド・スプリング (主にパン用)	71,890	54,640	▲24%
アメリカ産ハード・レッド・ウィンター (主にパン・中華麺用)	59,260	46,810	▲21%
オーストラリア産スタンダード・ホワイト (主に日本めん用)	64,140	46,820	▲27%
アメリカ産ウエスタン・ホワイト (主に菓子用)	57,880	47,460	▲18%
5銘柄加重平均価格	64,750	49,820	▲23%

(注)参考価格であり、実際の売渡価格は、品質によって異なります。

<添付資料>(添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- [輸入麦の政府売渡ルール検討会報告書\(PDF:102KB\)](#)

お問い合わせ先

総合食料局食糧部食糧貿易課
担当者:久保田(総括)、塩川(課長)
代表:03-3502-8111(内線4261)
ダイヤルイン:03-3502-7871
FAX:03-3502-3162

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省